

# 湯沢市議会基本条例の 検証結果を報告します



湯沢市議会基本条例は、「市民福祉の向上と市の健全な発展」の実現を目指し、市民の皆さまの広範な意見を把握し、政策へと反映して多様化する市政の諸課題の解決を図るほか、議会が果たすべき、監視・調査・政策立案といった機能を最大限に発揮するなど、さまざまな使命を果たしていくため、議会及び議員の活動原則、市長などとの関係、議会運営の原則などを明確にし、自主的・自立的な議会運営の実現のための基本的事項を規定したもので、平成25年4月1日に施行されました。

条例施行後も、市行政や議会を取り巻くさまざまな動きに対応するため、令和3年度には、議会公聴活動の充実を図るとともに、議会改革及び政策立案等協議の活性を推進するため、意見交換会の開催、広報広聴委員会及び議会改革推進会議を設置するなど、条例の見直しを行っています。

この条例は第23条第1項で、「議会は、2年ごとにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会で検討しなければならない。」と規定していることから、これまでの議会運営について検証を行いましたので、その結果を報告します。

基本条例の検証は、① 検証実施要領の策定、② 検証表、③ 検証スケジュールなどについて協議し、次のとおりとしました。

- **検証体制**：議会運営委員会委員、議長、副議長
- **検証方法**：全23条の条項について1条、1項ずつ検証して、成果、課題の抽出を行い、その結果をA～Dの4段階で評価しました。また、検証や評価が困難な条項は検証対象外としました。
- **検証結果**：

【評価の段階と件数】 (全43項目)	A：十分できている・・・【30項目】
	B：概ねできている・・・【13項目】
	C：不十分である・・・【0項目】
	D：できていない・・・【0項目】

市ホームページにて「湯沢市議会基本条例検証結果報告書」全文を公開しています。



## 湯沢市基本条例【達成状況検証表】抜粋

評価を行った中で、今後の対応方針を検討したものは次のとおりです。

条	項	号	条 文	評 価 内 容	評価	今後の対応方針
6条 (情報公開及び市民との連携)	1項	3号	議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。	制度の活用は無かった。	B	今後、制度の活用に向けた調査・検討を行う。
17条 (議会図書室)	1項		議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実を努めるものとする。	インターネットの活用で利用が限定的になっている。活用について検討が必要。	B	議員が求める書籍等の調査や本市図書館司書との連携を図る。

このたびの検証作業では、全議員が条文・項ごとに検証を行い、評価及び今後の対応等について意見交換を行って方針を決定しました。

また、検証等を行う過程において、議員個々の意見を大切にしながら協議を重ねました。これは、議会基本条例の認識を深め、議会運営の課題を把握する意味において大きな意義がありました。

議会基本条例は議会における最高規範であり、さらに市民に身近で信頼される議会となるためには、今回の検証で得た課題を全議員が共有し、議会として一体となって改善に取り組んでいくことの重要性を強く認識するものとなりました。